

釈文の訂正と追加（一）

釈文の訂正と追加

兵庫・山垣遺跡（第六号）

- | | | |
|---|----------|-----------------|
| 1 | 所在地 | 兵庫県氷上郡春日町棚原字山垣 |
| 2 | 調査期間 | 一九八三年（昭58）四月～九月 |
| 3 | 発掘機関 | 兵庫県教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 加古千恵子・平田博幸 |
| 5 | 遺跡の種類 | 官衙跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 奈良時代 |
| 7 | 木簡の釈文・内容 | |

その後一九八七年に奈良国立文化財研究所において真空凍結乾燥法により保存処理を行なったが、その結果それまでは不明瞭であった墨痕が鮮明になった。また、赤外線テレビカメラ装置の性能が向上したこともあり、釈読可能な文字の増補や訂正が可能となつた。一方、近年郡符木簡や封緘木簡についての研究が進展し、新たな視点から山垣遺跡出土木簡を観察し直すことができるようになつた。

こうした状況の下、来るべき発掘調査報告書の『木簡編』の刊行に向けての準備を契機として、一九九五年度に再調査を行なつた。その結果、例えば二号木簡と三号木簡の接合する可能性が考えられることなどをはじめ、ほぼ全ての木簡の釈文・内容について増訂を行なつてある。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。

木簡は、大量の土器・木器などの遺物とともに、この堀から発見

された。木簡の内容とともに墨書土器の中に「里長」の文字が認められたことなどから、八世紀初めの地方行政の具体像を示す貴重な資料として注目されてきた。木簡の釈文は、一九八四年に本誌第六号及び『山垣遺跡—近畿自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報』で報告した後、一九九〇年に、補訂を加えた上、写真・実測図を添えて、『山垣遺跡発掘調査報告書』に掲載した。

その結果、二号木簡と三号木簡の接合する可能性が考えられることなどをはじめ、ほぼ全ての木簡の釈文・内容について増訂を行なつてある。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。



(9)



- (4) 「□□年正月十一日秦人マ新野□□□貸給
〔秦人マ身十束
間人マ須久奈十束 合百九十六束棕□稻〕一百四束別而代□物八十束
〔留カ〕并本□四百八十束〔勘カ〕新野貸給
- 秦人マ新野百束カ〔東カ〕本田五百代 同里秦人マ志比十束
同マ小林廿束カ〔墓垣百代〕秦人マ加比十五束
伊干我郡嶋里秦人マ安古十一束 竹田里春マ若万呂十束。」
- (5) 「√『□□』神人マ加津良」 190×15×3 033 第六号
(6) 「√戸主神直」 (112)×25×5 039 第七号
(7) 「春マ久伎利」 226×25×4 051 第八号
(8) 「猪甘マ□井稻□」 256×24×4 051 第一〇号
(9) 「√丹波国水上郡√」 365×35×7 043 6(5) 第一一号
(10) 「□ 猪神人□□□万呂□〔中カ〕」 (139)×32×6 019 第一五号
- 697×57×8 011 6(2) 第五号*

- (11) 
 マ名万呂春マ嶋□秦マ三久万呂□
 (279)×(13)×4 081 第一六号
- (12) 
 倉カ五間直百廿五春分七束此□稻四束半
 半カ七月綿分百六十束分綿冊□
 (333)×42×4 081 6(9) 第一七号
- (13) 
 加津良正丁小林□
 凡人二正丁足人小子
 又足人弟人小子
 (238)×40×5 081 6(4) 第一九号
- (14) 
 広椅伝往札 荒木田分四束 多治□大夫
 (460)×31×5 011 6(10) 第一九号
- (15) 
 マ連逆参□□□ 十月四日
 (428)×21×5 081 第一〇号
- (16) 
 嶋田稻巳日卅三束午日稻春小田稻廿二束未日卅八束□嶋□稻□束稻春小田稻卅申日百廿×
 子日一百十八束丑□□寅日百束□日五十一束辰日卅巳日廿束□小田稻午日十五束未日五十一束
 (447)×62×5 081 6(3) 第二二号
- (刻線)

木簡出土点数は既刊報告書では二二点としたが、今回の再調査で接続が判明したものがあり、都合一〇点となつた。この一〇点の全体を概観すると、郡の行政に関わる狭義の文書木簡（2）、（3？）及び封緘木簡（9）、農業経営に関わる記録木簡（4）（12）（16）、（14？）、付札（5）～（8）、いずれの記載も個人名を中心とする）、その他に分類できよう。以下、特に新たな知見が得られたものについて述べる。

（2）は、かつて一点の木簡としていたものであるが、今回の再調査で接続が判明し、表一文字め下部の位置で表から刃物で木簡の厚みの半ばまで刻みを入れた上で折っている状況が確認できた。これが接続する可能性についてはかねてから弘前大学の鐘江宏之氏からご教示を受けていたが、現物によりこのことが確かめられた。この接続により、本資料が人の召喚を命じた郡符であることが確実になり、あわせて八幡林遺跡（本誌第一三号（1）、荒田目条里遺跡（同第一七号（1）（2）、屋代遺跡群（同第一八号（2））などから出土した他の郡符

木簡や、香住エノ田遺跡出土の召喚状（同第一八号）などの類例と同じく、廃棄の際に人為的に切断されていることが明らかとなつた。（9）は、封緘木簡であることが再確認できた。これまでも、既刊報告書所載の写真、実測図により、長方形の材を羽子板の柄状に整形したものであることから、封緘木簡であることが指摘されていたが、今回現物を観察した結果、裏面は割つたままで調整していないことがわかつた。この点からも本木簡は文書などを挟むために一枚の材

を二枚に割つたもののうちの片方であると判断できる。

（4）は、判読可能な文字が増加したことで、稻の貸付関係の記録木簡であることが明らかとなつた。冒頭に、日付・差出しと思われる記載があり、もともとは文書木簡であった可能性もあるが、受け取り側では帳簿として利用したとも思われる。下部の孔はその際に整理の便宜のために穿たれたのかも知れない。内容をみると、冒頭に一行書きで日付、人名「秦人マ新野」、「貸給」などとあり、次いで三行書きで人名の後に束数、一部には田積を付記したものを列記し、最後にその束数の合計と、さらに「椋□稻」、「別而代□物」を合わせた束数を記している。稻の束数記載と「貸給」の文字が判読できたことにより、出舉、あるいは借貸に関する帳簿であると判断できる。なお、冒頭の二文字は従来干支の可能性が指摘されているが、現状では判断できない。

8 関係文献

兵庫県教育委員会『山垣遺跡—近畿自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報』（一九八四年）

同『山垣遺跡発掘調査報告書』（一九九〇年）

（加古千恵子・平田博幸、古尾谷知浩（奈良国立文化財研究所）